

維持管理計画書

(維持管理に関しては、維持管理の技術上の基準(安定型)による)

維持管理基準	措置
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<p>堰堤による流出防止と覆土によって飛散防止を図るとともに、外周にネットフェンスを設置する。</p> <p>フィルム状の廃プラスチック類の飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行います。</p> <p>埋立地に廃棄物を搬入した車両のタイヤ等に付着した廃棄物等を洗浄するための洗車設備を設置します。</p>
2) 最終処分場外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	必要に応じ覆土を行い、防止する。
3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	処分場入り口及び事務所に消火器を設置する。
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	必要に応じ薬剤散布や覆土を行い、防止する。
5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)	<p>施設外周にネットフェンスを設置し、出入り口には休止時施錠をし、関係者以外の侵入を防止する。</p> <p>閉鎖後の埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合は、埋立地の範囲が明確な囲い、杭その他を設置する。</p>
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	見やすい場所に表示板を設置する。表示すべき内容に変更が生じた場合速やかに書き換えます。
7) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	1回/週の定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、原因を追求しただちに防止措置及び補修を実施する。また、事故発生時の場合は岩見沢市役所、空知支庁へ法第21条の2に基づき届出を行う。
8) 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目を測定・記録すること。(※ 電気伝導率及び塩化物イオン濃度は除く) ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。	<p>地下水は処理場周縁に地下水検査用の観測井戸を2箇所設置し、以下の検査を行う。</p> <p>埋立処分開始前に地下水等検査項目を測定・記録する。</p> <p>埋立処分開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。</p>

<p>9) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、基準値を越えた場合は岩見沢市役所、空知支庁へ法第21条の2に基づき届出を行い、直ちに搬入を停止し、原因を追究して必要な対策を実施する。</p> <p>許可取得物以外が混入したことが原因であるので、埋立物を掘り起こして調査する。</p> <p>水質悪化時の対応フロー</p> <pre> graph TD A[地下水質悪化を確認] --> B[搬入停止] B --> C[岩見沢市役所・空知支庁へ連絡] C --> D[原因調査] D --> E[対応協議] E --> F[措置] F --> G[安全性確認 (事前に岩見沢市役所・空知支庁へ連絡)] G --> H[搬入再開 (事前に岩見沢市役所・空知支庁へ連絡)] </pre>
<p>10) 埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。</p>	<p>数量記録、維持管理 チェックリストを廃止まで保存する。</p>
<p>11) 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。</p>	<p>施設内の平らな場所で展開検査を行い、受け入れ可能品目以外のものが埋め立てられることのないようにする。詳細は維持管理マニュアルの展開検査方法に記載する。</p>
<p>12) 浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回(埋立終了後は3月に1回)以上、水質を測定・記録すること。</p>	<p>浸透水は処分場内に設置する浸透水検査設備より採取した水を検査対象とし、地下水検査項目を1ヶ年に1回、BODは1ヶ月に1回、埋立終了後は3ヶ月に1回行う。</p>

<p>13) 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合。</p> <p>(2) BOC又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/l又はCODが40mg/lを超えている場合。</p>	<p>基準に適合しない場合は直ちに受け入れを一時中止し、岩見沢市役所、空知支庁へ法第21条の2に基づき届出を行い、調査を行う。</p>
<p>14) 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>最終的に50cm以上の覆土を行い、種子吹き付けによる緑化で開口部を完全に閉鎖する。</p>
<p>15) 14)により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立後も定期的に覆いを確認し必要に応じ補修する。</p>
<p>16) 石綿含有産業廃棄物の埋立については、埋立処分基準に基づき必要な措置を講ずること。</p>	<p>石綿含有産業廃棄物が確認された場合、まず展開検査場にて分別します。石綿含有配管等の長物はユンボ等の重機にて投入し、細かなスレート等外壁材はフレコンパックに入れて溜めます。</p> <p>石綿含有産業廃棄物の埋立は1箇所を集めて、最終的には飛散しないように覆土を行う。</p> <p>当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面の作成及び、同図面の処分場廃止時までの保存を行う。</p>
<p>17) 維持管理積立金を積み立てること。</p>	<p>維持管理積立金の積み立てを行う。</p>
<p>18) 残余の埋立容量について、年1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>残余の埋立容量について、年1回以上測定し、かつ記録を行う。</p>

※ 水質検査に関しては維持管理マニュアルの「産業廃棄物処理施設 水質検査」及び「浸透水BOD管理年報」を利用して維持管理を行い、施設の維持管理に関しては「維持管理チェックシート」及び「当該措置内容」を利用して確認を行う。

また、処理する産業廃棄物の管理に関しては、「搬入管理日報、週報、月報、年報」を利用して受入量の管理を行う。

埋立終了後の維持管理及び跡地利用計画については、別途「埋立終了後の管理計画書及び跡地利用計画書」(P13)に記載。